

## 伊達市やさしい心がかよいあう手話言語条例(案)に対する意見募集結果



伊達市では、市民参加条例第9条に基づき、より多くの市民の皆さんの意見を参考にするため、伊達市やさしい心がかよいあう手話言語条例(案)に対する意見(パブリックコメント)を募集し、3人の方から15件の意見提出がありました。市では、これらの意見に対する市としての考え方を下記のとおり公表します。貴重なご意見、ありがとうございました。

意見募集の案件	伊達市やさしい心がかよいあう手話言語条例(案)
意見募集の内容	<p>言語は、人がお互いを理解し合い、知識を蓄え、文化を創造するうえで欠かせないもので、ろう者の方にとっては、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する手話が大切な言語になっています。</p> <p>しかし、これまで手話が言語として認められていなかったため、ろう者はコミュニケーションや交流を図ることが難しく、健聴者とろう者は、お互いを十分に理解することができませんでした。</p> <p>こうした中で、「障がい者の権利に関する条約」や「障害者基本法」で、手話が言語に位置づけられ、市民が手話を使いやすい環境にしていくことが求められています。</p> <p>そこで市では、手話を言語として認識し、手話によりやさしい心がかよいあう温かい社会の実現を図り、誰もが安心して暮らすことができる伊達市を目指すため、伊達市やさしい心がかよいあう手話言語条例(案)を策定しました。</p> <p>関係資料</p> <ul style="list-style-type: none"><li>• <a href="#">伊達市やさしい心がかよいあう手話言語条例(案)</a> (PDF:155KB)</li></ul>
意見の募集期間	平成28年9月16日(金曜日)から10月17日(月曜日)(32日間)
意見の募集結果	<a href="#">伊達市やさしい心がかよいあう手話言語条例(案)に対する意見募集結果</a> (PDF:302KB)